

議案第 26 号 資料

川崎市教職員育成指標の一部改正について（案）

1 川崎市教職員育成指標について

川崎市では、平成 29 年 4 月 1 日に施行された「教育公務員特例法の一部を改正する法律」を受け、教職員がその職責・経験・適性に応じて向上を図るべき資質能力を明確化するとともに、教職員一人ひとりが自ら目標を定め、主体的に学び続けるための指針として、教職員育成指標の整備を進めてきた。

平成 29 年度には教員育成指標を策定し、平成 30 年度にはその拡充としてステージ 0(着任前)を策定した。さらに、学校栄養職員・栄養教諭及び養護教諭についても、ステージ 0 からⅢまでの育成指標を策定した。

令和 4 年度には校長の育成指標を策定するとともに、既存の育成指標(ステージ 0～Ⅲ)の一部改正を行い、令和 5 年度には学校栄養職員・栄養教諭及び養護教諭の育成指標の一部改正を実施した。

2 改正理由及び改正内容

(1)改正の背景

中央教育審議会の審議まとめ(令和 6 年 8 月)では、教育の質を確保するためには教員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることが不可欠であり、働き方改革を推進する校長のマネジメントの重要性がこれまで以上に高まっていると示された。また、教員一人ひとりが時間管理の意識を高め、自律的に業務改善に取り組むためにも、管理職によるリーダーシップが必要であるとされた。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年 2 月には文部科学省から、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正通知が発出され、校長の指標に「働き方改革の推進」を明確に位置付けること、また教員全体の資質向上の基本的な視点として、働き方改革を組み込むことが求められた。

(2)改正の内容

ア 校長の育成指標の改正

校長が学校のリーダーとして働き方改革を推進する役割を一層明確にし、教職員の健康に配慮しながら業務改善の意識改革を促し、学校組織全体で持続可能な働き方を実現するための役割を整理した。また、働き方改革を組織的に進めるうえでは、教職員一人ひとりが自らの業務を主体的に見直すことが不可欠である。このため、校長が教職員の意識改革を促し、業務改善に向けた具体的な取組を計画的に実践できるよう支援する役割を位置付け、学校全体で改善を進める仕組みづくりを重視した内容としている。

改正後	改正前
教職員の「働き方・仕事の進め方改革」推進の視点から、教職員の負担軽減や時間外在校等時間の縮減に向けてリーダーシップを発揮するとともに、業務改善や授業改善を教職員一人ひとりが”自分ごと”として捉えられるよう、意識改革や教職員のアイデアを後押しし、学校全体として具体的な取組を計画的に実施する。	学校における働き方・仕事の進め方改革推進の視点から、教職員の働き方や健康の増進等に関する意識改革を図るとともに、業務改善など負担軽減に向けた取組を実施する。

イ 教職員の育成指標の改正

ステージごとに、すべての教員の業務改善や授業改善への関わり方を明確にし、新たに追加した。また、養護教諭及び学校栄養職員・栄養教諭についても専門性を踏まえつつ学校組織の一員として働き方改革に寄与する業務改善の視点を新たに位置付けた。

	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ
教 員	子どもと向き合う時間を作るために、基本的な業務の流れを理解し、効率的な時間管理を身に付け、自身の働き方を振り返りながら、担当する業務や授業の改善に取り組む。	子どもを大切にする教育活動を生み出すために、チームとして情報を共有し互いの強みを生かしながら、対話を通じた協働により業務改善や授業改善に取り組む。	子どもにより良い教育活動を届ける時間を生み出すために、学校全体で「働き方・仕事の進め方改革」を推進し、業務改善や授業改善に取り組む。
養護教諭	保健室経営の視点を踏まえ業務の流れを理解し、自身の働き方を振り返りながら担当する業務の改善に取り組む。	学校保健計画に基づき、保健管理・保健教育について企画運営し、ICT活用による業務の効率化を図り、チームで協働しながら業務改善に取り組む。	学校教育目標と学校保健計画に基づき、健康と安全を守る体制を整え、関係諸機関と連携しながら、組織で協働して業務改善に取り組む。
学校栄養職員 栄養教諭	栄養士として基本的な業務の流れを理解し、自身の働き方を振り返りながら、担当する業務の改善に取り組む。	栄養士として身に付けた力を生かしつつ、チームとして給食管理・食に関する指導について情報を共有し、対話を通じた協働により業務改善に取り組む。	学校教育目標と食に関する指導の全体計画に基づき、安全安心な学校づくりに向けて、学校全体で「働き方・仕事の進め方改革」を推進し、業務改善に取り組む。